

### Ⅲ 計画の内容

#### 1 基本目標

#### ～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざします。

#### 2 基本理念

県は、ジェンダー平等社会をめざして、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行していきます。

##### I 人権の尊重

性別（※）による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

##### II あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別（※）にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

##### III ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

##### IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別（※）による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

※「性別」には、男女に限らず、すべての性自認を含みます。

#### 3 重点目標と施策の基本方向

各種課題を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

**重点目標①** あらゆる分野における男女共同参画

**重点目標②** 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

**重点目標③** 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

**重点目標④** 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

**重点目標⑤** 推進体制の整備・強化

コラム

## ジェンダー平等とは



### <基本的人権の保障・男女平等>

1946年に制定された日本国憲法第14条において、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

国際的にも、1948年には、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものとされています。

さらに、1979年には、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択され、1981年に発効しました。条約では、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。日本も、男女雇用機会均等法の制定等を経て、1985年に批准しています。

### <男女共同参画>

日本では、男女平等を当然の前提としたうえで、意思決定過程に参加すること（＝参画）を重要な理念として、1999年に男女共同参画社会基本法が施行されました。同法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

### <ジェンダー平等>

一方、生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼びます。ジェンダー間の様々な格差（教育、収入、社会的地位など）は、本来の能力とは関係なく、社会的構造によって生じた固定的性別役割が増幅していった結果であり、そうした社会的性差による不均衡・差別や偏見を意識的に解消しようという意図で「ジェンダー平等」という用語が用いられるようになりました。

プランにおいては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

#### ●ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現。

男性、女性という二つだけの性に人々をはめ込まず、世の中には多様な性のグラデーションがあることについて注意喚起を促す概念でもある。

#### ●ジェンダー平等

「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴

- ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする
- ・機会の平等だけではなく、格差の解消もめざす



「ジェンダー平等」も「男女共同参画」もめざす方向性は同じだけど、「ジェンダー平等」は「男女共同参画」よりも幅広く、「性差」という概念により敏感に用いられることが多いのかな。

性別による不平等や不均衡は、そのような状況にある個人の能力に基づくものではなく、社会的な構造に起因するものであるという考え方は、「ジェンダー平等」も「男女共同参画」も同じだね。

